

2015年度全県分会長・支部代表者会議

「長崎高教組組織建設3か年(2015~2017年度)計画」の提案を受け
新しい気持ちで スタート!



発行 3月28日(土)、長崎高教組は、36名の出席を得て、諫早の「高城会館」で全県分会長・支部代表者会議を開催しました。この会議は、年度の始めにあたって1年間の職場のとりくみを確認することや、分会長・支部代表者の交流を深めることを目的として、毎年開催されています。質疑応答では、再任用制度の件が出されるなど、職場がかかえる課題も浮き彫りになりました。全体会の最後には、今年も出席者全員で写真を撮りました。



長崎高教組 全県分会長・支部代表者会議

さらには夜には、近くの「観光ホテル道具屋」で交流会(21名参加)を行い、楽しいひとときを過ごしました。個人的な話も飛び出すなど、昼の会議とはまた違った雰囲気の中で会は進み、親睦を深めました。全体会は、小田執行委員長の挨拶で始まり、続いて「長崎高教組組織建設3か年(2015~2017年度)計画」の提案があります。(別に掲載しています) その後、馬場書記長から、「分会長の皆さんにお願いしたいこと」と題して、職場活動のすすめ方についての説明がありました。その中で、分会長の役割を「分会のまとめ役」と「本部との連絡役」の2点とし、組合員が持つべき考えを汲みとり、それを本部に伝えることで、課題を解決し、職場環境を向上させることができると強調されました。定時制通信制生徒の教科書代・夜食費に関する県の提案を押し戻すことができたのも、

長崎高教組組織建設3か年(2015~2017年度)計画の委員長提案よ
具体的にとりくみを提案する前に、「3か年計画」の根本に関わることを、三点述べます。まず一点目は、労働組合は憲法第28条で保障された国民の権利だということです。当然、労働組合を結成し、労働組合に加入することは国民の権利です。さらに労働組合法で労働者の地位を向上させるため労働組合を組織し、労働組合に加入することで不利益を受けることがあつてはないと明言しています。労働組合を組織し労働組合に加入することは、働く人々の生活や権利を守るために必要なことだということです。もちろん組合員であることはマイナスイメージではないです。労働条件に関することはマイナスではない(私たちの場合、県教育委員会)は一方向的に決定して実施することはしてはなりません。労働条件については交渉して決定することが必要です。一人ひとりと交渉することはできませんので、労働者の代表として労働組合が交渉するということとなります。昨年度の人事異動方針の変更、先日支給された差額(月例給やボーナスの賃上げ分)、部活動手当の増額など、すべて交渉して意見を申し出た決定しましたし、果独自らの賃金カットの提案は見事に撤回させました。もしも、労働組合がなかった場合、実際には中小企業等では組合がない場合が多くありますが、給与を含めた労働条件について一方的に決められ、労働者が泣いているという状況があります。一点目で労働組合の存在意義を確認しました。さらに二点目は、長崎高教組は公立の高校・障害児学校の教職員の生活と権利を守り、児童・生徒の学習権を守るために奮闘してきたという事です。権利は与えられるものでなく、要求して勝ち取っていくものです。同時に、我々の生活や権利を脅かすような県からの提案、児童・生徒の学習権を侵害するような状況に対して、教職員の意思を統一し敢然と闘い守るものです。今となつては当たり前のことと考えられている教職員の諸権利のほとんどが、実は高教組の要求運動、交渉の中で実現されました。たとえば、別居人事は現在ではほぼ考えられま

せん。育児休業中の手当で、休業期間の延長も実現しました。部活動手当、文化部の対外活動の振り替えも拡大してきました。先日突然提案された定時制通信制の教科書無償と夜食費補助の制限強化に対して、高教組はただちに申し入れを行い、定時制通信制で学ぶ生徒たちの実情に対応した形での教科書無償と夜食費補助を継続することができました。児童・生徒の実情に合わせた教育条件の整備のために奮闘している例としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校司書の配置があげられます。長崎高教組の役割の一つは教育研究を進めることです。夏、秋、冬に教育講演や領域別、教科別の教育研究会を開催し、悩みを率直に出し合う、本音でもの言える、すぐに使え、参加して元気になる教育研究会こそが長崎高教組の誇るべき成果です。三点目は、長崎高教組の組織の現状を直視して、組織拡大に邁進しようということです。長崎高教組の年代別構成は、完全に逆ピラミッドになっています。このまま推移していくと「限界集落」ならぬ「限界組合」になってしまいます。若い教職員の加入がないと、今できている高教組の活動ができなくなります。これ以上組合員の減少が進めば専従一人の維持も難しくなります。そのことは、今行っている教職員の生活や権利を守り、児童・生徒の学習権を守り、教職員の教育研究を進めていくことが出来なくなるといふことを意味します。専従一人体制を維持するのは最低限必要ですが、教職員のため、児童・生徒のための活動を保障し実現するため、専従一人体制を復活しなければなりません。そのためには、組合員数の現勢回復を超えて、多くの仲間を増やすことが必要です。「限界組合」となつて教職員の生活や権利、児童・生徒の学習権を守ることを放棄するのか、自らを守り、児童・生徒を守るため長崎高教組の組織拡大、組織強化を実現するのか、の選択が問われています。

- ① 毎年、現勢を回復し、組織の1割拡大をめざします。
- ② 全ての支部・分会が「減らず増やす」組織の1割拡大。「全ての職場に分会の確立」を追求できる状況をつくり出す。
- ③ 専従一人体制を維持し、専従二人体制を可能にする組織拡大を実現します。
- ④ 青年教職員の組織を拡大し、青年部学習会や青年部交渉を復活するため青年部役員体制を再建します。
- ⑤ 採用試験対策学習会での支援を契機に、臨時・非常勤教職員の組織拡大に努め、臨時・非常勤教職員対策部(臨対部)を立ち上げます。
- ⑥ 障教部と一体となつて、障害児学校教職員の組織拡大を実現します。
- ⑦ 全教共済総合共済1千人達成をめざします。



3か年の具体的な目標

本部は必ず動きまします。そして組合員も、分会長のために、組合員同士をサポートして下さる。話ができる場を設けて、仕事を分けあうこと。催は大切な第一歩です。要と参加者の感想を掲載しています。

